

平成23年度 東京都高圧ガス保安活動促進週間実施要領

東京都環境局

1 目 的

高圧ガスは都民生活や産業活動にとって不可欠な反面、その特性上、爆発、火災、中毒等の危険性を内包しており、常に徹底した保安対策が求められている。

そのため、高圧ガス保安活動促進週間を設定し、高圧ガスに係る災害を未然に防止するため、社団法人東京都高圧ガス保安協会をはじめ関係団体と連携した保安活動を重点的に行うことにより、法令の遵守、自主保安意識の高揚及び保安活動の促進を図る。

2 実施目標

(1) 高圧ガス関係

- ア 高圧ガス事業所における法令の遵守、自主保安意識の高揚及び自主保安活動の促進
- イ アセチレンガス消費者等における法令の遵守、自主保安意識の高揚及び自主保安活動の促進
- ウ タンクローリ、バラ積トラックにおける高圧ガス移動時の保安対策の推進

(2) 液化石油ガス関係

- ア バルク供給に係る事故防止、業務用厨房等消費先での事故防止
- イ 容器転倒時に有効なガス放出防止器の設置促進
- ウ 業務主任者の職務と責任の再確認と自主保安の一層の高度化

(3) 震災対策関係

- ア 地震防災体制の確立
- イ 地震時の応急措置等の確認
- ウ 地震防災意識の高揚

3 期 間

平成23年10月23日（日曜日）から同月29日（土曜日）まで

4 実施事項

前記2に掲げる実施目標に沿って、高圧ガス保安活動促進週間の期間を中心に次の事項を実施する。

(1) 東京都における実施事項

ア 保安功労者等の表彰

高圧ガスの保安に関して功労のあった者及び事業所に対して、知事名の感謝状を贈呈する。本年度は、社団法人東京都高圧ガス保安協会が主催する高圧ガス保安大会の場（10月26日(水曜日)KKRホテル東京）を借りて表彰する。

イ 事業所への立入検査等

(ア) 高圧ガス関係

一般高圧ガス、液化石油ガス及び冷凍等の高圧ガス関係事業所に対して立入検査等を実施し、法令の遵守、保安意識の高揚及び自主保安活動の促進を図る。

また、高圧ガス販売店に対しては、消費先に係る事故防止を図るため安全対策について指導を行うほか、アセチレンガス消費者等に対しては、高圧ガス関係団体と共催で講習会を実施する（本年度は9月22日に実施済）。

事業所等の地震対策としては、地震時の連絡体制等の周知を図るとともに、震災時の災害を未然に防止するための指導を行う。

(イ) 液化石油ガス関係

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律による登録の販売事業者に対し立入検査を実施し、ガス漏れ警報器、ガス放出防止器及び、漏えい検知装置の設置促進、CO中毒防止に向け不完全燃焼防止装置付燃焼器への交換の促進並びにマイコンメーター及び調整器などの定期交換等を促す。

ウ 移動車両路上点検の実施

高圧ガス移動時の保安対策の推進の取組として、警視庁、東京消防庁と連携し、11月上旬に路上点検を実施する。

エ 標語・ポスター等の配布

(ア) 高圧ガス関係

高圧ガス事業所、関係団体及び関係行政機関に保安活動促進に関する標語及びポスター等を配布して、法令の遵守、保安意識の高揚及び保安活動の促進を図る。

(イ) 液化石油ガス関係

CO中毒事故防止対策の周知及び安全器具の普及・啓発を図るとともにホームページを通して、一般消費者に対して「LPガスの正しい使い方」等についての啓発を図る。

オ 高圧ガス防災訓練の実施

- (ア) 期 日 平成23年10月14日（金曜日）
- (イ) 場 所 調布市西町290番地 味の素スタジアム西側駐車場
- (ウ) 主 催 東京都
東京都高圧ガス地域防災協議会

(2) 高圧ガス事業所（製造・販売等）における実施事項

高圧ガス事業所は、法令の遵守、保安意識の高揚及び保安活動を促進するため、自主保安体制の確立をはじめ、次の保安対策を重点的に実施する。

- ア 事業所における標語、ポスターの掲示
- イ 高圧ガス施設の点検整備
- ウ 保安設備等の作動試験
- エ 保安用具の点検整備
- オ 緊急連絡体制の点検
- カ 高圧ガス移動時の点検
- キ 地震時の防災対策の確認
- ク 保安教育の実施
- ケ 消費先に対する安全対策の周知徹底
- コ 充てん容器等の盗難防止対策の徹底
- サ スタンドにおける充てん時のキー預かり等、充てん、移充てん時の安全確認の徹底

(3) 液化石油ガス販売事業者における実施事項

液化石油ガス販売事業者は、「平成23年度液化石油ガス販売事業者等保安対策指針」（平成23年3月原子力安全・保安院）に沿った対応を推進するとともに、次の保安対策を重点的に実施する。

- ア 事業所における標語、ポスターの掲示
- イ 業務主任者を中心に、事業所の自主保安体制の再確認
- ウ 定期点検・調査等、法に定められた点検について実施の確認
- エ 消費者に対する保安サービスについて目標・計画・実施の確認
- オ 充てん容器等の盗難防止対策の徹底

(4) 高圧ガス関係団体における実施事項

高圧ガス関係団体は、法令の遵守、保安意識の高揚及び保安活動を促進するため、自主保安体制の確立をはじめ、次の保安対策を重点的に実施する。

- ア 東京都高圧ガス保安大会の開催（10月26日（水曜日））
- イ 高圧ガス防災訓練の実施（10月14日（金曜日）・東京都と共催）

- ウ 高圧ガス事業所及び液化石油ガス販売事業者における実施事項の推進、
指導
- エ 高圧ガス事業所及び液化石油ガス販売事業者の自主保安意識の高揚並びに危害予
防思想の普及（標語、ポスターの掲示等）
- オ 危害予防に関する保安講習会等の実施
- （ア）高圧ガス運送指導員等保安講習会（9月15日（木曜日）及び10月27日（木
曜日））の開催（社団法人東京都高圧ガス保安協会）
- （イ）支部保安係員等研修会の開催（東京都エルピーガススタンド協会）
- （ウ）液化石油ガス販売事業者保安講習会（10月4日（火曜日）及び同月6日（木
曜日））の開催（社団法人東京都エルピーガス協会）

【問い合わせ先】

東京都環境局環境改善部環境保安課

〒163-8001 新宿区西新宿二丁目8番1号

電話 03-5388-3542（直通）

東京都多摩環境事務所管理課

〒190-0022 立川市錦町四丁目6番3号

電話 042-523-3171 内線 5522、5524